

厚生労働省
東京労働局発表
平成27年11月30日

担 当	東京労働局雇用均等室
	室長 元木 賀子
	雇用均等行政紛争調整官 石山 玲子
	電話 03-3512-1611 03-3512-1536 (夜間) FAX 03-3512-1555

平成 26 年度実施女性の活躍推進に関するアンケート結果を公表します － 女性の活躍推進に取り組んでいる企業は 57.2% －

東京労働局（局長 渡延 忠）は、このほど平成 26 年 11 月に実施した女性の活躍推進に関するアンケート結果を取りまとめましたので公表します。

女性の活躍推進に関するアンケートは、東京都内の企業約 1 万社を対象に郵送により行い、女性の活躍推進の取組状況、女性管理職の状況、次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定への取組状況等について、任意に回答をいただいたものです。

今回の集計結果は、このアンケートに回答した 1,323 社の状況を取りまとめたものです。

<アンケート結果のポイント>

1. 女性の活躍推進への取組状況

ポイント1 女性の活躍推進に取り組んでいる企業は 57.2%

501 人以上の企業では、65.4%、500 人以下の企業では、54.0%が女性の活躍推進に取り組んでいる。

2. 女性管理職の状況

ポイント2 課長相当職以上の女性管理職がいる企業は 70.1%

70.1%の企業で課長相当職以上、83.0%の企業で係長相当職以上の女性管理職がいる。一方で、女性管理職がいない企業は 17.0%。

501 人以上の企業では、課長相当職以上の女性管理職がいる企業は 82.1%。

ポイント3 課長相当職以上の女性管理職の割合は 5.1%

管理職に占める女性の割合をみると、課長相当職以上に占める女性の割合は、501 人以上の企業で 4.4%、500 人以下の企業で 8.3%と、企業規模が小さいほうが女性管理職割合が高くなる傾向がみられる。

3. くるみん認定との関係

ポイント4 くるみん認定を受けた企業の 77.9%は女性の活躍推進にも取り組んでいる

くるみん認定を受けたことがない企業でも、59.8%が今後認定を受けたいと考えている。

本年の 8 月に成立した女性活躍推進法に基づき、301 人以上の労働者を雇用する事業主は、自社の女性活躍の状況把握、課題分析を行い、来年 4 月 1 日までに一般事業主行動計画を策定、労働局への届出を行う必要があります。（資料 1）

このため、現在、東京労働局においては、状況把握、課題分析や同計画の策定方法等についてのご相談に対応するための「個別相談会」を実施しています。（資料2）

また、女性活躍推進法に基づく取り組みを加速化させるための「女性活躍加速化助成金」の利用を勧奨しています。（資料3）

【添付資料】

- （資料1） 女性活躍推進法が成立しました！
- （資料2） 女性活躍推進法・個別相談等のご案内
- （資料3） 平成27年度女性活躍加速化助成金のご案内